

生食発 0324 第 2 号
平成 29 年 3 月 24 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

農畜水産物等の放射性物質検査について

標記については、平成 23 年 4 月 4 日に原子力災害対策本部から示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（最終改正：平成 28 年 3 月 25 日）」（以下「ガイドライン」という。）「Ⅱ 地方自治体の検査計画」及び「Ⅴ その他」に基づき、検査計画の策定及び検査の実施をお願いしているところです。

これまでの検査結果や関係府省主催の意見交換会における意見等を踏まえ、本日、ガイドラインが改正され、地方自治体の検査計画に関する考え方についても改めて整理がなされました。

つきましては、当該ガイドラインの検査対象自治体（以下「検査対象自治体」という。）におかれましては、引き続き、ガイドライン「Ⅱ 地方自治体の検査計画」及び「Ⅴ その他」に基づき、適切に検査計画を策定し、検査を実施するようお願いするとともに、検査計画の報告についても、四半期ごとに策定・公表しているものについて、当部監視安全課宛て提出をお願いします。

なお、検査対象自治体以外の地方自治体におかれましても、農畜水産物等の放射性物質検査を実施する場合には、ガイドラインを参考とするようお願いいたします。